

旭川市宿泊税制度について

宿泊税とは、旭川市内に所在する旅館・ホテルや民泊施設への宿泊者（納税義務者）に対して課税する制度です。

宿泊者の皆様は宿泊した施設に宿泊料金と一緒に宿泊税を支払い、宿泊施設は宿泊者から支払われた税を一度お預かりし、納入期限までに本市へ納めていただきます。これを特別徴収といいます。

【宿泊税の支払から納入までのイメージ】



※北海道で課税する予定の宿泊税についても、併せて旭川市に納入していただきます。

項 目	内 容
制度の目的	誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地を目指し、観光の振興に関する事業に必要な経費に充当します。
用途	旭川観光基本方針に基づいて本市が抱える課題「通過型観光から滞在型観光への転換」「閑散期と繁忙期の入込客数の格差解消」などを解決し、本市への宿泊者を増加させる取組や、宿泊者へ還元することを目的とした施策に活用します。
納税義務者	旭川市内に所在する、次の宿泊施設への宿泊者が対象となります。 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税免除	次のような方に対しては、宿泊税を免除します。 ・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者
税率	1人1泊につき200円
徴収の方法	宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とする特別徴収方式
申告納入の手続	毎月末日までに、前月の初日から同月末日までの分を申告・納入いただきます。 ※一定の要件を満たす事業者については、6月、9月、12月及び3月の各月末日までに、当該各月の前3月の間に徴収すべき宿泊税を申告・納入
制度の見直し	条例施行後5年ごとに、制度について見直し・検討を行います。
課税開始日	令和8年4月1日(予定) ※北海道宿泊税も同日からの課税開始を予定